

せきね 知っ得! 通信

2

February
2013

せきね FP 社会保険労務士事務所

〒947-0028 小千谷市城内 2-4-26 TEL0258-83-3048 FAX0258-83-3049

メール sekinekyrs@mountain.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.office-sekine.com>

発行:2013年2月

晴れる日も多いのに、大雪の日ばかり遠出している今日この頃です。

今、流行りの SNS の企業リスク

スマートフォンの急速な普及により、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワーキング・サービスは市民権を得つつあります。利用は個人の自由ですが、社員のうっかり書き込みや不適切な書き込みで企業不祥事に発展しているケースも少なくありません。



社員やアルバイトの“つぶやき”で炎上 正式謝罪に発展も

東北大震災後、「TSUTAYA」のある店舗の社員が、「営業再開しました！テレビは地震ばかりでつまらない、そんなあなた、ご来店お待ちしております！」とツイッターに書き込んだ事件。不謹慎すぎると大炎上。

京都市の製薬会社「日本新薬」の男性社員が、飲み会の席で、「大トラの課長を早く静かにしたくて…」上司である男性社員の酒に睡眠導入剤を混ぜて飲ませていたことが、同社女性社員のツイッターにより発覚。同社は謝罪会見することに。

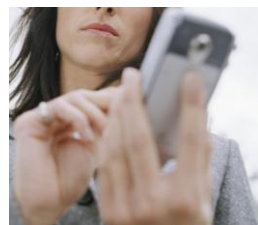
「ウェスティンホテル東京」のレストランの女子大生アルバイトが、「有名なサッカー選手と女性タレントがレストランで食事して今夜二人で泊まるらしい」と友人にツイート。その情報が蔓延・拡大し炎上。利用客情報管理に対するホテルへの批判が集中。ホテル総支配人による正式な謝罪にまで発展。

スポーツ用品メーカー「アディダス」の販売店員が、有名なサッカー選手と女性の来店をツイートし、内容に侮辱的な要素が含まれていたことも重なり炎上。最終的には、会社の公式HPでの正式な謝罪に発展。

企業として必要な対策とは？

つぶやいた本人に悪意はなくても、モラルを欠いた利用に企業は大ダメージ。

特に、実名や勤務先名も登録するSNSで「取引先関係、営業上の機密、経営状況」や「会社への批判や上司の悪口、社内の人間関係」の書き込みや、プライベートとはいえ「他人の誹謗中傷」「わいせつな表現や写真」「泥酔写真」など、組織の一員として品位を疑われる発信をされても困ります。



「SNS禁止」とは言えませんが、社員へのソーシャルメディア教育、注意喚起が必要です。例えば、社員研修を行ったり、「利用管理規程」を策定したり、「利用に関するガイドライン」を作成し、全社員に配布する等、「どのような危険があるか」や「現実社会ではしてはならないことは、ネットの世界でもしてはならない」ということを知ってもらう必要があります。

一旦、ネットに載ると世間に公表したのと同じです。拡散スピードは凄まじく、削除してもすべて消すことはできません。「備えあれば憂いなし」の対策しておきたいものです。

＜規程例やガイドラインのお問い合わせはお気軽にどうぞ！＞

厚生年金基金及び国民年金基金の受給年齢に達していながら年金の支払い請求を行っていない者（未請求者）について、各厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金連合会（各国民年金基金分含む）にて調査が実施されました。

○厚生年金基金

	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
未請求数	14.3 万人	13.6 万人	13.6 万人
受給権者数に対する割合	4.9%	4.5%	4.4%

○国民年金基金

	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
未請求数	4,835 人	4,308 人	5,920 人
受給権者数に対する割合	1.9%	1.6%	2.0%

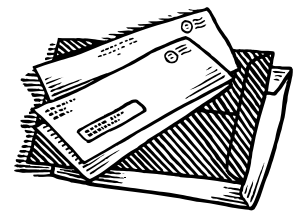
○企業年金連合会

	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
未請求数	144 万人	142 万人	137 万人
受給権者数に対する割合	23.3%	20.6%	18.1%

○国民年金基金連合会

	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
未請求数	1,966 人	1,863 人	2,595 人
受給権者数に対する割合	5.0%	4.2%	4.9%

年金が受給できる人が請求していない割合です。あまりに多くて驚きます・・・。「もったいない！」請求しなければ、もらえません。もう一度確認を！



未請求者の解消の主な取組等

～年金の確実な支給を確保するため～

- 年金受給年齢に到達する方へ、年金請求の案内を送付
- 年金の請求が遅れている方への再案内の実施
- 日本年金機構からの住所情報の提供による年金の申請書の再送付
- 住民基本台帳ネットワークによる住所情報を活用した申請書の送付・検討（平成23年8月成立の国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律により直接情報を得ることが可能となる）

受け取る年金に漏れはありませんか？ご自身やご家族の年金をもう一度確かめましょう。

最新情報

均衡待遇・正社員化推進奨励金 まもなく廃止予定

平成25年度からは企業内のキャリアアップを促進するための包括的な助成制度に整理・統合される予定のため、均衡待遇・正社員化推進奨励金は平成25年3月31日をもって廃止される予定となりました。

●申請を検討している場合は・・・

労働協約またはすべての事業所の就業規則に新たに規定し、平成25年3月31日までに労働者に適用することが必要です。

●均衡待遇・正社員化推進奨励金とは・・・

パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度などを労働協約または就業規則に規定し、実際に制度を適用した事業主に対して、奨励金を支給する制度で5種類あります。受給するには、各制度によって決められている支給要件を満たす必要があります。

最新情報

正規雇用、非正規雇用を含めた奨励金のご案内

健康、環境、農林漁業分野等において、雇用する労働者（非正規雇用の労働者を含む）に対して、一定の職業訓練を実施した事業主は奨励金が利用できます。

奨励金名	対象労働者	概要・支給額
非正規雇用労働者育成支援奨励金	①有期契約労働者 ②正規雇用の労働者以外の無期契約労働者（短時間労働者・派遣労働者を含む）	一定の職業訓練を行った場合に、 訓練に係る賃金および経費相当分 を支給 ※1訓練コースにつき、対象者1人当たり20万円が上限
正規雇用労働者育成支援奨励金	正規雇用の労働者	一定の職業訓練を行った場合に、 訓練に係る経費相当分 を支給 1訓練コースにつき ●Off-JT分 賃金助成・・・1人1時間当たり 800円 経費助成・・・1人当たり30万円上限 ●OJT分 実施助成・・・1人1時間当たり 700円

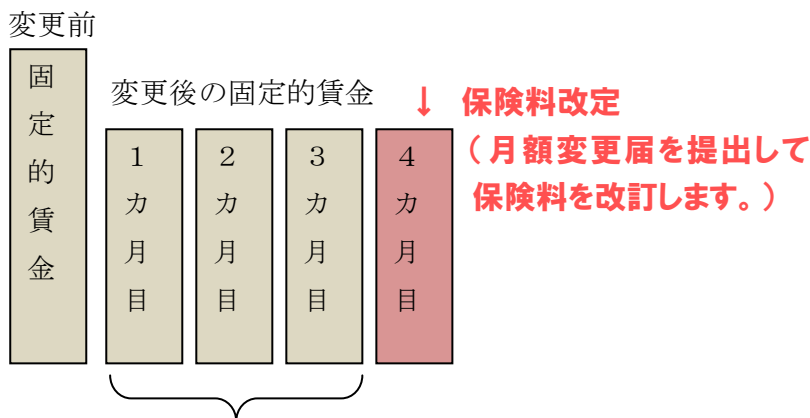
※対象分野には、医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などが含まれます。

助成金や奨励金について興味がある場合や申請手続きでお困りの場合は、ぜひ当事務所にお気軽にご相談ください。



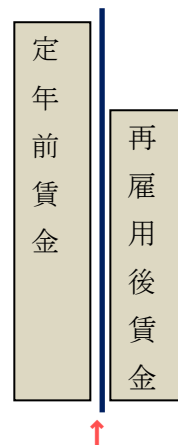
同日得喪とは・・・通常、給与額が大幅変更になった場合、保険料を変更するためには月額変更という手続きを行います。この場合、4か月待たないと保険料は変更できません。ですが、ある特定の場面に限り、一度資格を喪失させて新しい報酬額で仕切り直すことができます。こうすることで、すぐに報酬額に見合った保険料に変更されるのです。

月額変更イメージ



この間は給与額が減っても
以前の保険料を支払います。

同日得喪イメージ



資格を一度喪失して、新しく取得するため再雇用後の賃金で標準報酬が決定されます。

今までは…

『特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者』を対象

例えば、60歳定年で再雇用。給与を以前よりも2割減とする場合、

平成25年4月2日以降、60歳になる人(男性)は61歳から年金受給と決まっているため、同日得喪ができません。これでは、給与額が減っても高い保険料を4か月分も支払わなければならない、従業員と会社双方に大きな負担になります。

そこで、次のように通達で改正されました。

『60歳以上の者で、退職後継続して再雇用されるもの』を対象

これで、年金受給の要件はないため、平成25年4月1日以降に定年後再雇用される人も同日得喪が可能になりました。

◆ 注意!

同日得喪の手続きをする場合には、**資格喪失届**と**資格取得届**の両方が必要です。保険証の番号も変わりますので、被扶養者の分も含めて**保険証を回収**するのを忘れないようにしましょう。この他、**再雇用したことがわかる書類**※を添付する必要がありますのでご注意ください。 ↑※労働条件通知書や再雇用契約書

ちなみに、経営者は60歳や65歳などの節目に報酬を下げて、同日得喪はできません。定年などの決まりがないからです。

せきねの「気になる」を勝手に情報発信コーナー

書籍 できる大人のモノの言い方大全 話題の達人倶楽部【編】

「タイミングと状況」に応じて、「相手」に応じて、的確な言葉を選べる力は、ビジネスの世界では重要なスキルですよね。

「言い方」で「新たな仕入れ」はなかなかしないので、いつも同じ言葉になりがち。この本で、普段とは違う言い回しを知ることができました。

例えば、人をお願いするとき→「折り入ってお願いしたいことがあるのですが…」「お力添えいただけますか?」「他に相談できる方もなく…」「伏してお願い申し上げます」。角を立てずに断るとき→「今回は見送らせてください」「ご勘弁願えませんか」「誠に不本意ですが…」「物理的に無理なようです」。お世話になったとき→「お骨折りいただきまして…」「お心遣い嬉しく…」「ご親切が身に沁みます」「かたじけなく思います」etc

私は、特に「感謝」や「お悔やみ」を表現したいとき、陳腐な言葉しか思いつかず、気持ちが伝わってない!!と、もどかしく思うことが多いので勉強になりました。とはいえ、「読んだことがある」と「実際に使える」は別問題。実践あるのみです。



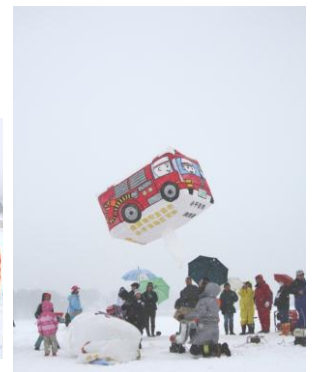
イベント 第37回 おぢや風船一揆

2月23日(土)、24日(日)の2日間にわたって小千谷市では「風船一揆」が開催されます。約40機の熱気球が参加する本州で唯一の熱気球競技会も兼ねています。カラフルで大きな熱気球が真っ白な雪原を彩り、夜になれば巨大提灯となり、花火も打ち上げられます。とても幻想的です。ふわふわと浮かぶ熱気球に浮力を与えるバーナーは、家庭用ガスコンロの約1,000倍の火力があるそうです。迫力あるバーナーの音とともに、空中遊泳を楽しみたい人は、ぜひ試乗体験へ。(試乗体験用はロープで繋がっていますので安全です。)



【 “ぼこ” 上げ 】

“ぼこ”は紙気球のことで、薄い紙でできた筒状の気球に、暖かい空気を入れると上空に舞い上がります。いろいろな形にできて、メッセージを書いて飛ばすこともできます。語源は、ぼこさま「蚕(カイコ)」に形が似ているなど、さまざまあるようです。



お仕事 カレンダー

2/1 ●贈与税の申告受付開始

2/10 ●一括有期事業開始届の提出
(建設業)

主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事

●1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/16 ●所得税の確定申告受付開始

2/28 ●1月分健康保険料・厚生年金保険料の支払

●じん肺健康診断実施状況報告書の提出

●固定資産税(都市計画税)納付(第4期分)

●12月決算法人の確定申告・6月決算法人の中間申告

●3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告